

質問に答えします

て治療を受けました。休業補償給付が4日目から支給されると聞いておりまます。初日の起算日は怪我をした日でよろしいでしょうか。また、初日から第3日目までの補償に關しては、土曜日、日曜

し所定時間外に病院に行つた場合や、所定時間外に負傷した場合には負傷当日の翌日が休業初日となります。

の際の補償は本業あるいは副業、いずれの賃金から算出されるのでしょうか。

問② 当社（本業）に他社（副業）においてアルバイトをしている社員がいます。当該社員が本業から副業先へ向かう途中に負傷した場合、当該社員は労災保険から補償されるのですか。また、その際の補償は本業あるいは副業、いずれの賃金か

労災補償給付の平均賃金については、両社の賃金を合算するのではなく移動先の平均賃金を基に算出することとされています。つまり、本業から副業先への移動であれば副業側、副業から本業先への移動であれば、本業側の平均賃金をもって、通勤災害の補償がされることになります。

問① 従業員が所定労働時間内に業務に関連し負傷し、直ちに病院へ行つ

日（会社の休日）を含む場合、補償を行う必要があるのでしょうか。

必要があります。この場合は土曜日、日曜日であっても休業補償の必要があります。通勤災害には休業補償の必要はございません。

労災補償給付の平均賃金については、両社の賃金を合算するのではなく、移動先の平均賃金を基に算出することとされています。つまり、本業から副業先への移動であれば、副業側、副業から本業先への移動であれば、本業側の平均賃金をもつて、通勤災害の補償がされることになります。

◇ ◇

れていると申し立てをされる方が多く見受けられます、「療養のため労働することができない」ことが要件となっていますので、このような理由では給付の対象にはなりません。事業場においても主治医より就労可能の判断がなされた場合や、給付担当官からの指導があつた場合には、ご協力をよろしくお願ひいたし

② 二重業就労者の福利の通勤勤災害の算定

本業から副業先、あるいは副業から本業先へ向かう途中に負傷した場合、合理的な格及び合理的な方

最後に機会あるごとに
お願ひしておりますが、
休業（補償）給付につい
て、当署において業務を
遂行している中で、「も

名古屋北労働基準監督署の
ダイヤルインご案内

労災保険係
(労災課)

庶務系

〈052〉 961—8652

〈052〉 9601—8655
（業務課）
〈052〉 9601—8652